

○ 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

改 正 案	現 行
（監査報酬額） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める額は、その事業年度（同項に規定する事業年度をいう。次条から第一条の七までにおいて同じ。）に係る法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類について、当該書類を提出する者が、同項に規定する監査証明（同項第一号又は第二号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を含む。）を受ける対価として、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等を含む。）に支払い、又は支払うべき金銭その他の財産の価額の総額とする。 （監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合） 第一条の二 法第百七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する有価証券報告書に係る事業年度の日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額（同項に規定する監査報酬額をいう。次項において同じ。）が四百万円に満たない場合とする。	（新設） （新設）

法第七十二条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する四半期・半期報告書に係る期間の日数に二を乗じて得た日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額が四百万円に満たない場合とする。

（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の三 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ (1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第七十三条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の有価証券報告書等（法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書等という。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等という。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる

（市場価額の総額）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第七十二条の二第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める事業年度（発行者が法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券を発行しているときは、当該特定有価証券に係る法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間とする。以下この条及び次条において同じ。）における法第七十二条の二第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第七十三条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の継続開示書類（法第七

る最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下この条において同じ。）

(1) 法第七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第八十五条の七第二十九項第一号に定める事業年度の期間

(2) 法第七十二条の四第二項に規定するとき（法第八十五条の七第二十九項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）

当該四半期報告書に係る期間

(3) 法第七十二条の四第二項に規定するとき（法第八十五条の七第二十九項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。） 当該半期報告書に係る期間

(4) 法第七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（法第八十五条の七第二十九項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において

十八条第五項に規定する継続開示書類をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下この条において同じ。）

(1) 法第七十二条の二第一項に規定する有価証券報告書等（以下この号及び次条において同じ。）において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 当該有価証券報告書等に係る法第八十五条の七第二十九項第一号に定める事業年度

(2) 法第七十二条の二第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等（以下この号及び次条において同じ。）において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 当該四半期・半期・臨時報告書等に係る法第八十五条の七第二十九項第二号から第四号に定める事業年度

て重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。） 当該臨時報告書

を提出した日（法第七十二条の四第三項に規定する場合にあつては、臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

ロ イ(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間において最終の価格が公表された日の数

二 前号イ(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間におけるイに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

イ 最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）

ロ （略）

（貸借対照表）

第一条の四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第七十二条の四第一項に規定するとき 前条第一号イ(1)に

ロ 最終の価格が公表された日の数

二 イに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

イ 前号イ(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める期間において最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）

ロ （略）

（貸借対照表）

第一条の二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 有価証券報告書等において重要な事項につき虚偽の記載がある

定める事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。次号、第一条の六及び第一条の七において同じ。）に記載されている当該事業年度に係る連結貸借対照表（連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表とする。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。）

二 法第七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき 前条第一号イ(2)から(4)までに定める期間の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表

三 法第七十二条の十一第一項に規定するとき 当該虚偽等のある発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法第八十五条の七第二十九項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。）である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報（法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。））が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度）の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの（発行者情報に表示されたものに限る。）

場合 前条第一号イ(1)に定める事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。次号において同じ。）に記載されている連結貸借対照表（連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表とする。）

二 四半期・半期・臨時報告書等において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 前条第一号イ(2)に定める事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書に記載されている連結貸借対照表（連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表とする。）

（新設）

（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項）

第一条の五 法第百七十二条の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第
五号）第十九条第二項各号（同条第三項において準用する場合を
含む。）に定める事項

二 企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の二各号に定める
部分に記載すべき事項又は当該各号に定める部分に記載された内
容に生じた変更の内容

三 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十
七年大蔵省令第二十六号）第十六条各号に掲げる事項

四 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵
省令第二十二号）第二十九条第二項各号（同条第五項において読
み替えて適用する場合を含む。）に定める事項

（最終の価格がない場合にこれに相当するもの）

第一条の六 法第百七十二条の六第一項第一号に規定する内閣府令で
定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め
る額とする。

一 株券等（法第百七十二条の五に規定する株券等をいう。以下こ
の条において同じ。）又は上場株券等（法第百七十二条の五に規
定する上場株券等をいう。以下この条において同じ。）が上場有

（新設）

（新設）

価証券等（金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）又は取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）をいう。以下この章において同じ。）である場合 法第七十二条の六第一項第一号に規定する公開買付開始公告を行った日前の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が公表した価格

二 株券等又は上場株券等が上場有価証券等以外の有価証券（以下この章において「非上場有価証券」という。）である場合 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 法第七十二条の六第一項第一号に規定する公開買付開始公告を行った日の属する事業年度の直前事業年度に係る株券等又は上場株券等に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額

ロ 法第七十二条の六第一項第一号に規定する公開買付開始公告を行った日の前日における発行済みの株券等又は上場株券等の総数又は総口数

（株券に準ずる有価証券等）

第一条の七 法第七十二条の七第一号及び法第七十二条の八第一

号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの

二 令第一条の四第一号に規定する投資証券等

2 法第七十二条の七第一号及び法第七十二条の八第一号に規定する内閣府令で定める数は、発行済投資口の総数とする。

3 法第七十二条の七第一号に規定する内閣府令で定めるところにより算出した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該発行者が発行する株券又は第一項各号に掲げる有価証券が上場有価証券等である場合 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ 法第七十二条の七に規定する大量保有・変更報告書の提出期限（以下この項において「基準日」という。）の翌日後の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格

ロ 基準日の翌日における当該発行者の発行済株式又は発行済投資口の総数

二 当該発行者が発行する株券又は第一項各号に掲げる有価証券が非上場有価証券である場合 基準日の属する事業年度の直前事業年度に係る当該発行者が発行する株券等（法第七十二条の七第一号に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）に係

（新設）

る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結
貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合
計額を控除して得た額

4

法第七十二条の八第一号に規定する内閣府令で定めるところに
より算出した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号
に定める額とする。

一 当該発行者が発行する株券又は第一項各号に掲げる有価証券が
上場有価証券等である場合 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じ
て得た額

イ 法第七十二条の八に規定する大量保有・変更報告書等が提
出された日（以下この項において「基準日」という。）の翌日
後の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表
した価格

ロ 基準日の翌日における当該発行者の発行済株式又は発行済投
資口の総数

二 当該発行者が発行する株券又は第一項各号に掲げる有価証券が
非上場有価証券である場合 基準日の属する事業年度の直前事業
年度に係る当該発行者が発行する株券等に係る有価証券報告書に
記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表に計上さ
れている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た
額

（発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総

額)

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第八十五条の七第二十九項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間)における法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する算定基準有価証券(以下この条において「算定基準有価証券」という。)の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は法第三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)で除した額をいう。
(以下この条において同じ。)

ロ 最終の価格が公表された日の数

二 イに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

(新設)

イ 前号に定める期間において最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）

ロ 最終の価格が公表された日の数

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等）

第一条の九 法第七十三条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の買付け等（法第七十三条第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の買付け又は市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付け、店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第五十八条に規定する有価証券等をいう。以下この条及び次条において同じ。）、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて

（新設）

違反行為（法第七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（法第六十七条の十九又は法第三十条に規定する最低の価格をいい、当該価格がない場合にあつては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格とする。以下この章において同じ。）に基づき合理的な方法により算出した価格

2 法第七十三条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 法第七十三条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が市場有価証券等の売付け又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の

価格のうち最も高い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付け、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（法第六十七条の十九又は法第三百三十条に規定する最高の価格をいい、当該価格がない場合にあつては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格とする。以下この章において同じ。）に基づき合理的な方法により算出した価格

4 法第七十三条第一項第二号イ及び第三号イに規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

5 法第七十三条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 違反行為に係る有価証券が上場有価証券等である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格

のうち最も高い価格

二 違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十 法第七十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者(法第七十三条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。以下同じ。)の運用として法第七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの(以下この条において「算定対象取引」という。)が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた

(新設)

	金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。）又は私募の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額
	ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額
ハ	基準日における当該運用財産の総額
二	前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法

第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額の総額）

2| 前項第一号イの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等）

第一条の十一 法第七十三条第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

二 違反者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）

三 違反者と同じ親会社をもつ会社等（財務諸表等の用語、様式

（新設）

及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する会社等をいう。
以下同じ。)

- 四 違反者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社
（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

2 法第七十三条第五項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 違反者（個人に限る。）の親族
- 二 違反者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 違反者の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この章において「役員等」という。）
- 四 前三号に掲げる者以外の者で違反者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（法第五十九条第一項に違反する相場操縦行為に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等）

第一条の十二 法第七十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

- 一 有価証券の買付け等（法第七十四条第三項に規定する有価証

（新設）

券の買付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の買付け又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

2 | 二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付け又は店頭デリバティブ取引である場合、金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第七十四条第一項第一号に規定する有価証券等をいう。以下この条から第一条の十六までにおいて同じ。）は、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為（同項に規定する違反行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2 | 法第七十四条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限り。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限り。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 | 法第七十四条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七百七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の売付け又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付け又は店頭デリバティブ取引である場合、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4 法第七百七十四条第一項第二号イ及び第三号イに規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限り。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限り。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

5 法第七百七十四条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 違反行為に係る有価証券が上場有価証券等である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格

のうち最も高い価格

二 違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

(法第百五十九条第一項に違反する相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十三 法第百七十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第百七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第四号の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者

（新設）

から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。

以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契

約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額の総額

2 前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（法第百五十九条第一項に違反する相場操縦行為に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等）

第一条の十四 法第百七十四条第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者の親会社

二 違反者の子会社

三 違反者と同一の親会社をもつ会社等

四 違反者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社

（法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

2 法第百七十四条第五項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者（個人に限る。）の親族

二 違反者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 違反者の役員等

（新設）

四 前三号に掲げる者以外の者で違反者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（法第百五十九条第二項第一号に違反する相場操縦行為に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等）

第一条の十五 法第百七十四条の二第一項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の買付け等（法第百七十四条の二第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の買付け又は市場デリバティブ取引である場合
金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付け又は店頭デリバティブ取引である場合
金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為（法第百七十四条の二第一項に規定する違反行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2 | 法第百七十四条の二第一項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最低の価格（当該違反行為

（新設）

が終了した後のものに限る。」とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 | 法第七十四条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七十四条の二第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の売付け又は市場デリバティブ取引である場合
金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付け又は店頭デリバティブ取引である場合
金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4 | 法第七十四条の二第一項第二号ロ(1)及びハ(1)に規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等

、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

5

法第七十四条の二第一項第二号ハ(1)に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 違反行為に係る有価証券が上場有価証券等である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

（法第五十九条第二項第一号に違反する相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十六 法第七十四条の二第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条の二第一項に規定する違反者をいう。

（新設）

以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第二号二の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合、イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。）以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を

乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2 前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（法第百五十九条第二項第一号に違反する相場操縦行為に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等）

第一条の十七 法第百七十四条の二第六項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 違反者の親会社
- 二 違反者の子会社

（新設）

三 違反者と同一の親会社をもつ会社等

四 違反者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

2 法第七百七十四条の二第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者（個人に限る。）の親族

二 違反者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 違反者の役員等

四 前三号に掲げる者以外の者で違反者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（違反行為後の価格等）

第一条の十八 法第七百七十四条の三第一項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される額は、違反行為（同項に規定する違反行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）が終了してから一月を経過するまでの間の各日において金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最終の価格（法第六十七条の十九又は法第三百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものを用い、当該違反行為が終了する以前のものを除く。以下この項において同じ。）の合計額を当該最終の価格が公表された日の数で除し

（新設）

て得た額とする。ただし、違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日のいずれにおいても当該最終の価格がない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 有価証券の売付け等（法第百七十四条の三第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは有価証券の買付け等（法第百七十四条の三第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の売買若しくは市場デリバティブ取引である場合又は違反行為に係る有価証券が上場有価証券等である場合（法第百七十四条の三第一項第二号ハに掲げる場合に限る。）

違反行為の終了から一月を経過した後の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格

二 有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が非上場有価証券の売買若しくは店頭デリバティブ取引である場合又は違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合（法第百七十四条の三第一項第二号ハに掲げる場合に限る。）違反行為に係る上場金融商品等（同号イに規定する上場金融商品等をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は店頭売買有価証券について違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日において金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最終の価格（当該各日のいずれにおいても当該最終の価格がない場合には、違反行為の終了から一月を経過した後の直近に金融商品取引所又

は認可金融商品取引業協会が公表した価格とする。）に基づき合理的な方法により算出した価格の平均額

2|

法第百七十四条の三第一項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される額は、違反行為の開始時から終了時までの間の各日において金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最終の価格（法第六十七条の十九又は法第百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、当該違反行為を開始する以前のものと及び当該違反行為が終了した後のものを除く。以下この項において同じ。）の合計額を当該最終の価格が公表された日の数で除して得た額とする。ただし、違反行為の開始時から終了時までの間の各日のいずれにおいても当該最終の価格がない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が上場有価証券等の売買若しくは市場デリバティブ取引である場合又は違反行為に係る有価証券が上場有価証券等である場合（法第百七十四条の三第一項第二号ハに掲げる場合に限る。） 違反行為の直前に

金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格

二 有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が非上場有価証券の売買若しくは店頭デリバティブ取引である場合又は違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合（法第百七十四条の三第一項第二号ハに掲げる場合に限る。） 違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券について違反行為の開始時から終了時までの間の各日において金融商品取引所又は認可金融商

品取引業協会が公表した最終の価格（当該各日のいずれにおいても当該最終の価格がない場合には、違反行為の直前に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格とする。）に基づき合理的な方法により算出した価格の平均額

（安定操作取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十九 法第七十四条の三第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条の三第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二十一条第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取

（新設）

扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）

の総額

2 前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等)

第一条の二十 法第七十四条の三第七項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者の親会社

二 違反者の子会社

三 違反者と同一の親会社をもつ会社等

四 違反者(個人に限る。以下この号において同じ。)の同族会社
(法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。)

2 法第七十四条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者(個人に限る。)の親族

二 違反者(個人に限る。)と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 違反者の役員等

四 前三号に掲げる者以外の者で違反者(個人に限る。)から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(新設)

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の二十一 法第百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第百七十五条第一項第三号に規定する売買等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用財産の運用として当該売買等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該売買等（以下この項において「算定対象取引」という。

）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について他に同一の銘柄の法第百七十五条第一項第三号に規定する売買等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この

（新設）

号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2 法第百七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第百七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用財

産の運用として当該買付け等又は売付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該買付け等又は売付け等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十七條第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実について他に同一の銘柄の法第七十五條第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二條第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

3 第一項第一号イ及び前項第一号イの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの）

第一条の二十二 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡又は市場デリバティブ取引であ

（最終の価格がない場合にこれに相当するもの）

第一条の三 法第七十五条第五項及び第六項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この号において同じ。）又は有価証券の買付け等（同条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。

る場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した
気配相場の価格のうち最も低い価格

2 | 二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の
譲渡、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引であ
る場合 特定有価証券等（法第六十三条第一項に規定する特定
有価証券等をいう。以下この条において同じ。）又は株券等（法
第六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この条におい
て同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融
商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に
基づき合理的な方法により算出した価格

2 | 法第六十七条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める額
は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公
表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の
実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表
がされた日における最低の価格（当該公表がされた後のものに限る
。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券
等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該
公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公
表した最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）に基づき
合理的な方法により算出した価格とする。

3 | 法第六十七条第五項及び第八項に規定する内閣府令で定める価
格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格
とする。

以下この号において同じ。）が、上場有価証券等（金融商品取引
所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下こ
の号及び次号において同じ。）に上場されている有価証券、同条
第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券又は法第六十七条の
十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。次号において同じ。
）の売付けその他の有償の譲渡若しくは買付けその他の有償の譲
受け又は市場デリバティブ取引（法第二十一条に規定する
市場デリバティブ取引をいう。次号において同じ。）の場合 有
価証券の売付け等又は有価証券の買付け等について法第六十六
条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又
は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する
事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日
（次号において「重要事実等公表日」という。）の翌日後におけ
る直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会（法第二条
第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。次号におい
て同じ。）が公表した価格

二 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券
等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」とい
う。）の売付けその他の有償の譲渡若しくは買付けその他の有償
の譲受け、店頭デリバティブ取引（法第二十二条第二項に規定す
る店頭デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）又
は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市
場デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）の場合

一 有価証券の買付け等（法第七十五条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4 法第七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最高の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡又は買付けその他の有償の譲受けの場合 当該非上場有価証券に係る特定有価証券等（法第六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この号において同じ。）又は株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この号において同じ。）であつて、上場有価証券等に該当するものについて、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した重要事実等公表日の翌日における最終の価格（当該価格がない場合には、当該翌日後における直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格。以下この号において同じ。）に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。イにおいて同じ。）で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により金融庁長官が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における重要事実等公表日の翌日における最終の価格（当該価格がない場合には、当該翌日後における直近の価格）

ロ 店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（ロにおいて「店頭デリバティブ取引等」という。）の場合 当該店

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における売買等をした者と密接な関係を有する者等）

第一条の二十三 法第七十五条第十項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該売買等をした者の親会社
- 二 当該売買等をした者の子会社
- 三 当該売買等をした者と同じの親会社をもつ会社等
- 四 当該売買等をした者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、当該売買等をした者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

2 法第七十五条第十項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該売買等をした者（個人に限る。）の親族
- 二 当該売買等をした者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

頭デリバティブ取引等に係る特定有価証券等若しくは株券等であつて上場有価証券等に該当するもの又は特定有価証券等若しくは株券等に係る市場デリバティブ取引に該当するものについて、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した重要事実等公表日の翌日における最終の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

（新設）

三 当該売買等をした者の役員等	四 前三号に掲げる者以外の者で当該売買等をした者（個人に限る。 。）から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの	五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
3 法第七十五条第十一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。	一 当該買付け等又は売付け等をした者の親会社 二 当該買付け等又は売付け等をした者の子会社 三 当該買付け等又は売付け等をした者と同一の親会社をもつ会社等	四 当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、当該買付け等又は売付け等をした者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）
4 法第七十五条第十一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。	一 当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。）の親族 二 当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者	三 当該買付け等又は売付け等をした者の役員等 四 前三号に掲げる者以外の者で当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によつて生計を

維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(送達場所等の届出)

第十一条の二 送達を受けるべき場所の届出及び送達受取人の届出は、書面で行わなければならない。

2 前項の届出は、できる限り、答弁書に記載してしなければならない。

3 送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の被審人又はその代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

4 被審人又はその代理人は、送達を受けるべき場所として届け出た場所又は送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

5 第一項及び第三項の規定は、前項に規定する変更の届出について準用する。

(送達)

第十二条 (略)

2 法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百七条第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受

(新設)

(送達)

第十二条 (略)

2 法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通

けた者に通知しなければならない。

3 (略)

(準備手続)

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 審判官は、第一回の審判の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十四条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

(審判手続の終結)

第六十条 審判官は、金融庁長官が法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十六項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。

2・3 (略)

(決定の記載事項)

第六十一条 法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定には、次に掲げる事項を記

知しなければならない。

3 (略)

(準備手続)

第三十条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(審判手続の終結)

第六十条 審判官は、金融庁長官が法第百八十五条の七第一項から第六項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。

2・3 (略)

(決定の記載事項)

第六十一条 法第百八十五条の七第一項から第五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

載しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

4 法第百八十五条の七第十六項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

一 (略)

二 法第百八十五条の七第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十四項ただし書又は第十五項ただし書に該当すること。

(継続開示書類を提出しない発行者について既決定がある場合の按分額)

第六十一条の二 法第百八十五条の七第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第四項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(虚偽記載のある継続開示書類等を提出した発行者等について二以上の決定をする場合の按分額)

第六十一条の三 法第百八十五条の七第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た

一 三 (略)

2・3 (略)

4 法第百八十五条の七第六項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

一 (略)

二 法第百八十五条の七第三項ただし書、第四項ただし書又は第五項ただし書に該当すること。

(新設)

(二以上の決定をする場合の按分額)

第六十一条の二 法第百八十五条の七第二項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た

額は、同項各号に掲げる額のいずれか高い額に、同項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(虚偽記載のある継続開示書類等を提出した発行者等について既に決定がある場合の按分額)

第六十一条の四 法第百八十五条の七第七項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(虚偽等のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者等について二以上の決定をする場合の按分額)

第六十一条の五 法第百八十五条の七第十項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項に規定する個別決定ごとの算出額のうち最も高い額に、同項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(虚偽等のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者等について既に決定がある場合の按分額)

額は、同項各号に掲げる額のいずれか高い額に、同項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(既に決定がある場合の按分額)

第六十一条の三 法第百八十五条の七第三項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第二項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(新設)

第六十一条の六 法第八十五条の七第十一項に規定する内閣府令で

(新設)

定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定
ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額か
ら同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第十項に規定する個
別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出
額の割合を乗じて得た額とする。

(法第七十二条の二第一項に該当する事実等の報告)

第六十一条の七 法第八十五条の七第十二項の規定による報告を行

(新設)

おうとする者は、別紙様式による報告書を、次に掲げるいずれかの
方法により、証券取引等監視委員会に提出しなければならない。

一 直接持参する方法

二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十
四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者
若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二
項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しく
は当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うも
の又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 ファクシミリを利用して送信する方法

2 前項第二号の方法により前項に規定する報告書が提出された場合
は、その発送の時に、当該報告書が証券取引等監視委員会に提出さ
れたものとみなす。

3 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書が提出された場

合は、証券取引等監視委員会が受信した時に、当該報告書が証券取引等監視委員会に提出されたものとみなす。

4 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を証券取引等監視委員会に提出しなければならない。

5 第一項に規定する報告書は、日本語で作成するものとする。

（罰金の確定裁判がある場合の按分額）

第六十一条の八 法第百八十五条の七第十四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（罰金の確定裁判があつた場合の按分額）

第六十一条の九 法第百八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）又は第

（罰金の確定裁判がある場合の按分額）

第六十一条の四 法第百八十五条の七第四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第二項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（罰金の確定裁判があつた場合の按分額）

第六十一条の五 法第百八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第百八十五条の七第一項から第三項までの規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする。

十三項（法第百七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする。

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二條 金融庁長官は、法第百八十五條の八第一項から第三項までの規定により法第百八十五條の七第一項（法第百七十八條第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（法第百七十八條第一項第四号、第十一号又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）又は第十三項（法第百七十八條第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2
（略）

3 金融庁長官は、法第百八十五條の八第八項の規定により法第百八十五條の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第百八十五條の八第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二條 金融庁長官は、法第百八十五條の八第一項から第三項までの規定により法第百八十五條の七第一項の決定（法第百七十八條第一項第二号から第五号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）又は法第百八十五條の七第二項若しくは第三項の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2
（略）

3 金融庁長官は、法第百八十五條の八第八項の規定により法第百八十五條の七第一項から第三項までの決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第百八十五條の八第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第

百八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第百八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

百八十五条の七第一項から第三項までの決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第百八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第百八十五条の七第一項から第三項までの決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。